

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 市町村農業共済組合専任職員設置要領の一部改正
使用料等の額の減額実施
結核予防法に基く職員の証の交付
右の返納
サイロ設置事業資金利子補助要綱
母樹林の指定
- ◇公告 県有林立木の一般競争入札
昭和二十九年度吏員昇任試験等の合格者
昭和二十九年九月十四日鳥取県告示第四百六十九号中訂正
- ◇正談

告示

鳥取県告示第四百九十四号

市町村農業共済組合専任職員設置要領の一部を次のよう

に改正する。

昭和二十九年十月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

四中「県農業共済組合連合会長」を「地方事務所長」に改める。
五を削る。

鳥取県告示第四百九十五号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、同条例第二条に規定する使用料の額（個人のみ）を、昭和二十九年十月二十五日から同年同月三十一日までの間次のとおり減額する。

昭和二十九年十月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- ツベルクリン皮内反応検査 無料
- 赤血球沈降速度測定 無料
- 喀痰顕微鏡的検査（培養検査を除く） 十円

B C G 接種
透視診断 十円
間接写真診断三十五粒 十円

鳥取県告示第四百九十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十二条の規定による当該職員証を次の者に交付した。

昭和二十九年十月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
証票番号 所 属 職 名 氏 名
第五号 郡家保健所 鳥取県技術吏員 澁谷 泰彦
第十二号 米子保健所 事務吏員 増原 武夫

鳥取県告示第四百九十七号

次のように結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十二条の規定に基づく当該職員証の返納があつた。

昭和二十九年十月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証票番号 所 属 職 名 氏 名
第五号 智頭保健所 鳥取県技術吏員 島田 哲郎
第十二号 米子保健所 事務吏員 岩崎 武夫

鳥取県告示第四百九十八号

サイロ設置事業資金利子補助要綱を次のように定める。

昭和二十九年十月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

サイロ設置事業資金利子補助要綱

第一 知事は、農業協同組合及び県開拓農業協同組合連合会（以下「組合等」という。）が農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の融資を受けてサイロを設置する場合、その借入金の利子につきこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。
第二 第一により交付する補助金の額は、組合等が借り入れた金額の年賦償還計画による毎年利子額のうち三分に相当する額とする。
第三 組合等が自己資金をもつてサイロを設置する場合

は、知事が認証した額の範囲内においてサイロ設置を完了した月から起算して第二の借入金とみなす。

第四 組合等が補助金の交付を受けようとするときは、

申請書（別記様式第一号）に事業計画書（別記様式第二号）及び收支予算書（別記様式第三号）を添えて、

十二月末日までに知事に提出しなければならない。

第五 組合等が第四に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の届出があつた場合において、必要と認めるときは、届出事項について変更を指示することができる。

第六 この要綱により補助金の交付を受けた組合等は、事業成績書（別記様式第二号）及び收支決算書（別記様式第三号）を翌年六月十五日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることがある。

第七 補助金の交付を受けた組合等が次の各号の一に該当する場合には、知事は補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 事業の施行方法が不相当と認められたとき
- 三 支出額が予算額に比して減少したとき

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

農業協同組合長 團

サイロ設置事業資金利子補助申請

当組合において実施したサイロ設置資金の農林漁業金融公庫法による融資に対する利子補助を左記のとおり別紙事業計画書及び收支予算書を添えて申請する。

記

期間	区分		借入金	同上期間 同利率に 対する 補助額 (三分相 当額)	備考
	年月日	金額			
至自	至自				
年	年				
月	月				
月	月				

別記様式第二号

借入金明細表 事業計画書(事業成績書)

を 受 け た 名 組	サ イ ロ 数	所 費	所 要 の 金 額	融 資 機 名	借 入 利 率	償 還 期 限	貸 付 日 月	償 還 金	償 還 日 月	果 助 金	補 金	備 考

別記様式第三号

收支予算(決算)書

収入の部

区分	本年度予 算額(決 算額)	前年度予 算額(予 算額)	比較増 減 (△印は 減)	備考

支出の部	果補助金	計

区分	本年度予 算額(決 算額)	前年度予 算額(予 算額)	比較増 減 (△印は 減)	備考
サイロ設置 業利子補助 計				

鳥取県告示第四百九十九号
林業種苗法(昭和二十二年法律第二百二十三号)第三条
第一項の規定により、母樹林として昭和二十九年四月一
日次のとおり指定した。

昭和二十九年十月八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

指定番号	郡	町	村	大字	字	地番	樹種	本数	所在地	氏名	母樹林別
鳥第一六〇号	八頭	若桜	若桜	宮ノ元	六三四		スギ	一一	八頭	若桜	若桜神社 母樹林
〃一六一号	〃	〃	〃	若荷谷	三四三ノ一		スギ	一一	〃	〃	〃
〃一六二号	〃	〃	〃	智頭	九六六		〃	五	〃	智頭	安住 庸雄
〃一六三号	〃	〃	〃	奥本	八〇〇		〃	五	〃	〃	谷口 茂仙
〃一六四号	〃	〃	〃	眞鹿野	五九〇		〃	一一	〃	〃	〃
〃一六五号	東伯	由良	妻波	岡合	一、七三四 一、七三五		クロマツ アカマツ	三八 七	東伯	由良	松井 輝男
〃一六六号	〃	〃	〃	下ノヲソ	二、〇三六 二、〇二九		〃	一六 二四	〃	〃	斉尾 正人
〃一六七号	〃	〃	〃	由良宿	二、〇三一		〃	二三	〃	〃	山本 彦治
				中大山							

一六八号	栄	亀谷	柿谷山	九七九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六九号	〃	〃	岩坪 谷平	九八〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七〇号	倉吉	三江	番田	九五六	アカマツ	二〇	〃	〃	〃	〃	〃
一七一号	〃	〃	尾崎	一九六	〃	二九	倉吉	吉田	甚吉	〃	〃
一七二号	〃	志津	山内	八八八	〃	四五	〃	〃	〃	〃	〃
一七三号	〃	〃	〃	八八九	アカマツ	二五	〃	〃	〃	〃	〃
一七四号	〃	〃	〃	七七二	ヒノキ	二八	〃	〃	〃	〃	〃
一七五号	東伯	三朝	伊賀松ノ上	七〇二	スギ	一三	〃	〃	〃	〃	〃
一七六号	日野	日野上	宮内	八八四 八八三 八八四 八八三 八八四	ヒノキ	一八	〃	〃	〃	〃	〃
	日野	宮内	宮ノ廻リ	一〇六五	スギ	九一	〃	〃	〃	〃	〃
					スギ	二〇	日野	日野上	東樂樂福祉社	〃	〃

公 告

今般次のとおり県有林の立木を一般競争入札によつて売却するにつき公告する。
昭和二十九年十月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
一 場所 八頭郡若桜町大字中原
池田県有林第一林班 ほに小班
第二林班 る小班
二 面積 十四町三反七畝

- 三 樹種 すぎ ひのき(間伐木)
- 四 林令 四十三年ないし四十六年
- 五 数量 本数 すぎ 八九一本
ひのき 二、〇〇一本
- 見込総材積 すぎ 二四八石
ひのき 三一八石
- 六 入札場所 鳥取県林務課内
- 七 日時
- (1) 集合 昭和二十九年十月十五日午後一時
- (2) 入札 同 年十月十五日午後一時
- (3) 郵便入札締切 同 年十月十四日午後五時まで
を有効とする。
- 八 入札保証金 入札金額の百分の五以上
- 九 その他
- (1) 代理人において入札する場合は委任状持参のこと。
- (2) 印鑑、筆記具持参のこと。
- (3) 下見希望者は県有林看守八頭郡若桜町大字中原本

(鳥取市東町鳥取県農林部林務課宛)

家忠治によつて下見するとともに、不明の点は農林部林務課宛問い合わせをたい。
昭和二十九年度吏員昇任試験並びに期限付職員措置試験合格者を次のように公告する。
昭和二十九年十月八日
鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏
昭和二十九年度吏員昇任試験期限付職員措置試験(四級、五級)合格者
吏員昇任試験 一般事務職 (二二名)
(受験番号) (氏 名)
六二 藤野 正純
九一 中井 謙
一六六 林 義人
一〇二 福沢三三男

土木職

- 一〇 山田 猛
- 四一 南部 哲雄
- 一四三 大田 貞男
- 一六五 浦富誠治郎
- 三〇 船木麟太郎
- 二九 小林 幹雄
- 七四 伊藤 実
- 一一八 塚谷 徳平
- 一二四 岩井 健二
- 二八 山本 達夫
- 八四 生原 清志
- 九二 植田 揆
- 五一 芦崎 久雄
- 一一六 田中 利雄
- 一二九 田中 武雄
- 九九 伊藤 正夫
- 一一九 河下 清美

(三名)

建築職

- 一六 中村 功
- 一五 中村 清一
- 一 中村 健夫
- (一名)
- 田中 博文

(九名)

林業職

- 二六 深沢 輝道
- 二 永田 清
- 三五 後藤 恒夫
- 三八 矢積 延雄
- 三一 石田 菊雄
- 二六 佐野 信孝
- 一六 進木 康隆
- 一四 増井 壽美
- 二二 加賀田 隆
- 一五 中村 剛二
- 二三 小谷 義明
- 一 田中 博文

(四名)

水産職

- 一五 黒田松太郎
- 一 井上 澧

(一名)

農業土木職

- 一一 飛川 秀雄
- 三 南場 邦夫
- 一三 喜多村義信
- 九 辻野 洵二

(四名)

期限付職員措置試験(五級)

一般事務職

(受験番号)

(四名)

(氏名)

土木職

- 三 福井 昂
- 六 松本 英俊
- 七 高橋 和夫
- 一五 石破 博行

(二名)

農業職

- 三 猪上 武
- 四 中井 秀夫

(三名)

林業職

- 一 生田 敦三
- 四 石脇 勇
- 五 奥山 善雄

(三名)

畜産職

- 一 松本 俊英
- 二 熊田 甚市
- 四 田中 道夫

(一名)

農業土木職

- 一 村下 栄
- 三 遠藤 丁三

(一名)

(以上一四名)

期限付職員措置試験(四級)

一般事務職

(受験番号)

(八名)

(氏名)

農業土木職	八	眞壁 哲夫
蚕糸職	二	(二名) 山本伊三夫
水産職	一	(一名) 奥谷 光次
建築職	一	(一名) 荻原 賢一
土木職	三	(二名) 豊岡 友義
	九四	新竹 行雄
	八六	山田 泰子
	七二	吉村 雅子
	六七	田中 宏
	三五	稻坂 明生
	二八	佐々木登志恵
	一〇	寺谷 教明
	九	小寺 昭

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣

正 誤

昭和二十九年九月十四日鳥取県告示第四百六十九号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正

3 3 2 3 農業委員会等に 農業委員会等
 3 3 2 3 農業委員会等に 農業委員会等
 4 2 3 上私村都 上私都村
 4 2 3 上私村都 上私都村

九 南場 隆夫 (以上一四名)